

墨田区告示第257号

東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定に伴い、都市計画法（以下「法」という。）第57条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月2日

墨田区長 山本 亨

1 市街地開発事業の種類及び名称

種類 市街地再開発事業

名称 東武曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業

2 法第57条第2項本文の規定による届出の相手方の氏名及び住所

氏名 墨田区長 山本 亨

住所 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

3 届出をすべき土地の所在

東京都墨田区東向島二丁目地内（下図の施行区域内）

